

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（法人指導監査員） 採用試験募集案内

◆鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階）

電話(0857)26-7140

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushi-kansashidou/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年2月7日（金）～ 令和7年2月27日（木） (令和7年2月27日（木）消印有効)
試験日時	令和7年3月16日（日） ◎開場時刻 午前9時00分 ◎専門試験 午前9時30分から午前10時30分まで ◎人物試験 午前11時から(人物試験の詳細時間は、専門試験終了後お伝えします。)
試験会場	鳥取県庁 議会棟（鳥取市東町一丁目220番地） 集 合 場 所：議会棟3階 第12会議室 専 門 試 験 会 場：議会棟3階 第12会議室 人 物 試 験 会 場：議会棟3階 第13会議室
合格者発表日	令和7年3月21日（金）（予定）

◇試験に関する変更等については、福祉監査指導課ホームページでお知らせしますので、試験日時前に事前に御確認ください。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	職 務 内 容	配 属 先
法人指導監査員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査業務（主に会計に関すること） ・社会福祉法人財務諸表等電子開示システムに関する業務 ・社会福祉法人の現況報告及び財務諸表の確認に関する業務 ・社会福祉法人に関する各種書類の整理に関する業務 ・その他課内事務の補助に関する業務 ※県内の社会福祉法人等の実地監査を行うため、出張による業務がある（宿泊を伴う出張を含む）。	福祉保健部ささえあい福祉局 福祉監査指導課

3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

- ・資格、免許は問いません。
 - ・会計・経理業務に従事し、複式簿記による帳簿や決算書類作成の実務の経験年数（補助的に従事した年数を含む。）が3年以上の人。
 - ・簿記2級以上程度の資格がある方は歓迎します。
- ※「簿記2級以上程度の資格」とは、下記のもの进行想定。

- ①日本商工会議所主催簿記検定2級以上
- ②公益財団法人全国商業高等学校協会主催簿記実務検定1級
- ③公益社団法人全国経理学校協会主催簿記能力検定1級以上
- ④税理士試験の科目合格（簿記論・財務諸表論）
- ⑤公認会計士試験短答式試験合格
- ⑥中小企業診断士1次試験合格（一部科目合格を含む）

(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成 11 年法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	100点	簿記等の筆記試験（60分）
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験 （1人につき約20分）

5 任用期間

令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額10,750円～日額11,640円 ※経験年数に応じて加算される場合があります(ただし報酬の上限は日額11,640円です。)。 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、当該改定内容によります。 ※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 (以下の項目も同様)</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロメートル以上の場合に支給します。 ※交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により1月当たり150,000円を限度額とします。 ※自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書（受験票を含む） <u>※1 申込書、受験票に顔写真を貼付してください。</u> <u>※2 受検票は当方で受験番号を採番し、試験前に返却（郵送）します。</u> 試験当日に忘れないよう持参してください。 (2)受験票返信用封筒(返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼付してください。)
申込先	福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階） 電話(0857)26-7140
受験票の交付	◎申込者には、試験前に受験票を返送しますが、 <u>令和7年3月10日(月)までに返却（郵送）されないときは、上記申込先に問い合わせてください。</u>

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除く全ての欄に漏れなく正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の点数に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする場合があります。

9 合格者の発表

受験者全員に文書で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人であることが確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1月間	福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 (県庁本庁舎5階)

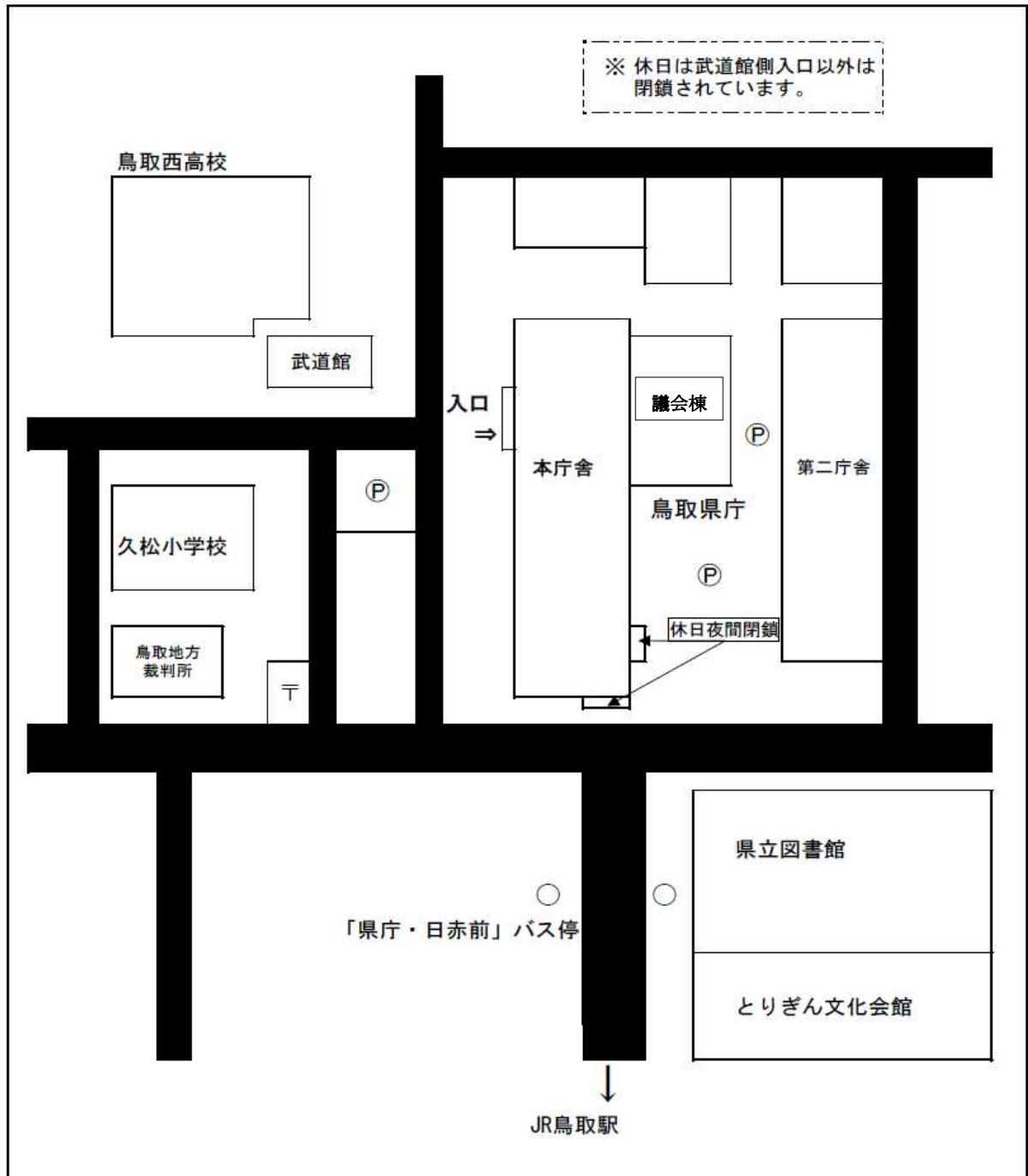
11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、電卓）を持参してください。
- (3) 換気のため窓を開放する場合があります。温度調節のできる服装でお越しください。
- (4) 試験に関する変更等がある場合には、福祉監査指導課のホームページでお知らせしますので、試験日時前に事前に御確認ください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果決定通知書の発送及び採用手続以外には利用しません。

<試験会場案内図>



- ・ JR鳥取駅より徒歩約25分
- ・ バス「県庁日赤前」下車徒歩約5分